

掲示事項（訪問介護事業）

運営規定の概要

フリガナ	ウエムラホウモンカイゴシンシュウジギョウシ							サービスの種類	訪問介護		
事業所名	うえむら訪問介護信州事業所							事業所番号	2072300896		
所在地	〒399-0211 長野県諏訪郡富士見町富士見3793-1 山科グリーンハイツ201							フリガナ	ウエムラマサオ		
								管理者	上村雅夫		
連絡先	電話番号	0266-78-7905					FAX番号	0266-78-7907			
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間 休日	年末年始 (12/30~1/3)	
	休	○	○	○	○	○	休	○			
営業時間	平日		8:00~17:00					備考	時間外であっても24時間連絡 が取れるよう体制を整えている。		
	土曜日・祝日		8:00~17:00								
	日曜										
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）								
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）								
その他の費用	キャンセル料		前日~2時間前 550円/2時間以内・現地キャンセル 1650円								
通常の事業の 実施区域	富士見町、原村、北杜市、茅野市、諏訪市の区域										

事業所の職員体制

従業者の職種	職務内容	保有資格	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		計
			常勤	非常勤	専従	兼務	
管理者	業務の一元的な管理	実務者研修修了者	○			○	
サービス提供責任者	サービス提供の管理	介護福祉士					
		実務者研修修了者	2名		○	○	
訪問介護員等	訪問介護の提供	初任者研修修了者	1名 以上		○		

秘密の保持

- 当事業所の訪問介護員その他の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、訪問介護員その他の従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る事とします。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり

（「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する）

利用料その他費用の額

・訪問介護基本部分

サービスの内容		1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護中心型	20分未満		1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満		2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満		3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間半未満		5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上		30分増す毎に820円を加算	30分増す毎に82円を加算	30分増す毎に164円を加算	30分増す毎に246円を加算
	引き続き「生活援助中心型」を算定する場合(身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)		25分増す毎に650円を加算	25分増す毎に65円を加算	25分増す毎に130円を加算	25分増す毎に195円を加算
生活援助中心型	20分以上45分未満		1,790円	179円	358円	537円
	45分以上		2,220円	222円	444円	666円

・総合事業基本部分

取り扱い要件	月額利用料	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
週に1回程度の利用	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
週に2回程度の利用	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
週に3回程度の利用	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

・加算

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2000円	200円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	基本部分の50%	
中山間地域における小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が200回以下の小規模事業所である場合	基本部分の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	基本部分の5%	
介護職員処遇改善加算Ⅲ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の18.2%(基本料金+各種加算減算)	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

事故発生時の対応

○ サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

衛生管理等

- 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- サービス提供中、手指の消毒や手袋を着用させて頂く場合があります。

業務継続計画の策定

- 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

虐待防止委員会の設置

- 成年後見制度の利用を支援します。
- 苦情解決体制を整備しています。
- 虐待防止委員会を6ヶ月に1度、従業員に対する虐待防止を啓発・及するための研修を年に1回実施しています。
- サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止委員会 委員長	上村雅夫
-------------	------